

8月26日、27日に開催した「工事検査」講習会において、受講者から質問のあったことについては、鳥取県会計管理部工事検査課より下記のとおり回答がありましたので、お知らせします。

質問：国は、災防協が定める安全衛生教育を実施すると加点されるが、県はどうか。

回答：各工事毎で建設業労働災害防止協会が定める指針に基づく安全衛生教育を実施している場合、以下の項目で評価しています。

考查項目：5. 創意工夫

I. 創意工夫 [安全衛生]

2 1. 建設業労働災害防止協会が定める指針に基づく安全衛生教育を実施している。